第５章　避　難　管　理

（劇場等の客席）

第 35 条　劇場等の屋内の客席は、次に定めるところによらなければならない。

(1)　いすは、床に固定すること。

(2)　いす背(いす背のない場合にあっては、いす背に相当する椅子の部分。以下この条及び次条において同じ。)の間隔は、80 センチメートル以上とし、いす席の間隔(前席の最後部と後席の最前部の水平距離をいう。以下この条において同じ。)は、35 センチメートル以上とし、座席の幅は、40 センチメートル以上とすること。

(3)　立見席の位置は、客席の後方とし、その奥行は、2.4 メートル以下とすること。

(4)　客席(最下階にあるものを除く。)の最前部及び立見席を設ける部分とその他の部分との間には、高さ 75 センチメートル以上の手すりを設けること。

(5)　客席の避難通路は、次によること。

ア　いす席を設ける客席の部分には、横に並んだいす席の基準席数(8 席にいす席の間隔が 35 センチメートルを超える 1 センチメートルごとに 1 席を加えた席数(20 席を超える場合にあっては、20 席とする。)をいう。以下この条において同じ。)以下ごとに、その両側に縦通路を保有すること。ただし、基準席数に 2 分の 1 を乗じて得た席数(1 席未満の端数がある場合は、その端数は切り捨てる。)以下ごとに縦通路を保有する場合にあっては、片側のみとすることができる。

イ　アの縦通路の幅は、当該通路のうち避難の際に通過すると想定される人数が最大となる地点での当該通過人数に 0.6 センチメートルを乗じて得た幅員(以下「算定幅員」という。)以上とすること。ただし、当該通路の幅は、80 センチメートル(片側のみがいす席に接する縦通路にあっては、60 センチメートル)未満としてはならない。

ウ　いす席を設ける客席の部分には、縦に並んだいす席 20 席以下ごと及び当該客席の部分の最前部に算定幅員以上の幅員を有する横通路を保有すること。ただし、当該通路の幅は、1 メートル未満としてはならない。

エ　ます席を設ける客席の部分には、横に並んだます席 2 ます以下ごとに幅 40 センチメートル以上の横通路を保有すること。

オ　アからエまでの通路は、いずれも客席の避難口(出入口を含む。以下同じ。)に直通させること。

本条は、劇場等の屋内の客席に関し、避難管理上必要ないすの固定化、いす背の間隔、いす席の間隔及び座席の幅、立見席の位置及び奥行、手すりの設置並びに避難通路の保有について規定したもの。

１　劇場等とは、劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場等の興行場をいい、客席とは、劇場、映画館、演芸場などについては、入口ホール、事務室、映写室、売店、廊下、階段、便所、舞台部（舞台、楽屋、大道具室、小道具室）等を除いた催物観覧用の部分を言い、集会場又は公会堂については、集会室がこれに該当する。また、座席部分のみならず客席内通路もまた客席の一部にほかならない。

２　第１号では、いすは床に固定することを原則としているが、すべての劇場等について、一律にこの規定を強制することは、酷に過ぎる場合が想定されるので、避難上支障がないと認めた場合は、第 36 条の２の基準の特例を適用し、移動式のものでもよいこととする。

３　第２号の「いす席の間隔」とは、前席の最後部と後席の最前部の間の水平距離をいい、自動的に座が跳ね上がる方式のものにあっては、座を跳ね上げた状態で水平距離を測定し、座の跳ね上がらないもの又は手動によって座の跳ね上がるものについては、跳ね上がらない状態で水平距離を測定すること。

「座席の幅」とは、入場者一人当たりの占有幅を指すものであって、一のいすの幅をいうものではない。したがって、長いすにあっては、その幅が例えば２ｍである場合には、一のいすに５人を超

えて入場者を着席させることはできない。また、第５号、アの規定との関係上、いす席の間隔が 35 ㎝であれば、幅４ｍの長いすを使用しても８人以上の入場者を着席させることはできないことになる。

４　第３号は、立見席の設置を無制限に認めることは、一旦災害が発生した場合に避難に支障を来たすおそれが大きい、そこで、その位置は、最も避難が容易な客席の後方に限り、かつ、その奥行は 2.4 ｍ以下とするよう規定したものである。

５　第４号の「最下階」とは、劇場等が一の建築物の二以上の階の部分にある場合においては、当該部分における最下階をいうものと解すべきである。

６　第５号中、「横に並んだいす席（ます席）」等の表現における横とは、舞台部に面して横をさす。

「いす席の基準席数」とは、いす席の間隔に応じ、次の表のように最大 20 席まで認める。

なお、片側のみの通路とする場合にあっては、基準席数は表の２分の１（小数点以下切捨て）とすること。

いす席の間隔（㎝） A	基準席数 （小数点以下切捨て）
35 以上 47 未満	８＋（A－35）
47 以上	20

欧米等にある、いわゆるコンチネンタルスタイルの座席配列（座席の横の列数列以下ごとに出入口を設け、かつ、出入口の大きさを一定以上確保し、さらに、出入口は外部又はロビー等に通じているもの）等で、避難口その他の避難施設の配置等により入場者の避難上支障がないと認められる場合には、最大席数等を増加させても差し支えない。

７　各通路の想定される通過人員は、座席配列、出入口の位置、階段の位置等により定まることとなるが、実務的には、劇場の設計者によって計画された座席から出入口までの避難経路について、消防局長がその避難計画が適正であるかどうかを判断すること。この際には、基本的に、座席の縦横の列の中央から両側の通路に均等に避難することとして計画されることが望ましいこと。

８　第５号、イの算定幅員は通路ごとに、当該通路のうち、通過する人数の最も多い地点での通過人員に 0.6 ㎝を乗じて得た幅員とすること。

通路の幅員については、算定幅員又は最低幅員（片側のみがいす席に接する縦通路にあっては 60 ㎝、それ以外の縦通路にあっては 80 ㎝、横通路にあっては１ｍとする。）のうち大きいほうを用いることとなるが、各通路のどの部分においても通路ごとに定まる幅員を下まわる幅員としてはならないこと。この結果、大劇場等では、通路幅員をかなり広くとる必要があることとなるが、避難計画上劇場の安全性が十分確認できる場合にあっては、第 36 条の２の基準の特例を適用できる。

９　第５号、オの「避難口」とは、避難に際して使用される出入口をいう。「（出入口を含む。）」としたのは、火災その他の災害が起こった場合にのみ使用され、通常の出入りには使用しない、いわゆる非常口のみならず、一般の出入口も、避難に際して使用される限り含めようとする趣旨である。

また、「直通」とは、「直通階段」等の用例にみられるごとく、「直接的に通ずる」というほどの意味であって、「直線的に通ずる」ことを要求したものではない。すなわち、避難通路が直線をなし、その一端に避難口が存することは、必ずしも必要でないものと解する。

12 席×20 列の座席配列の場合の例

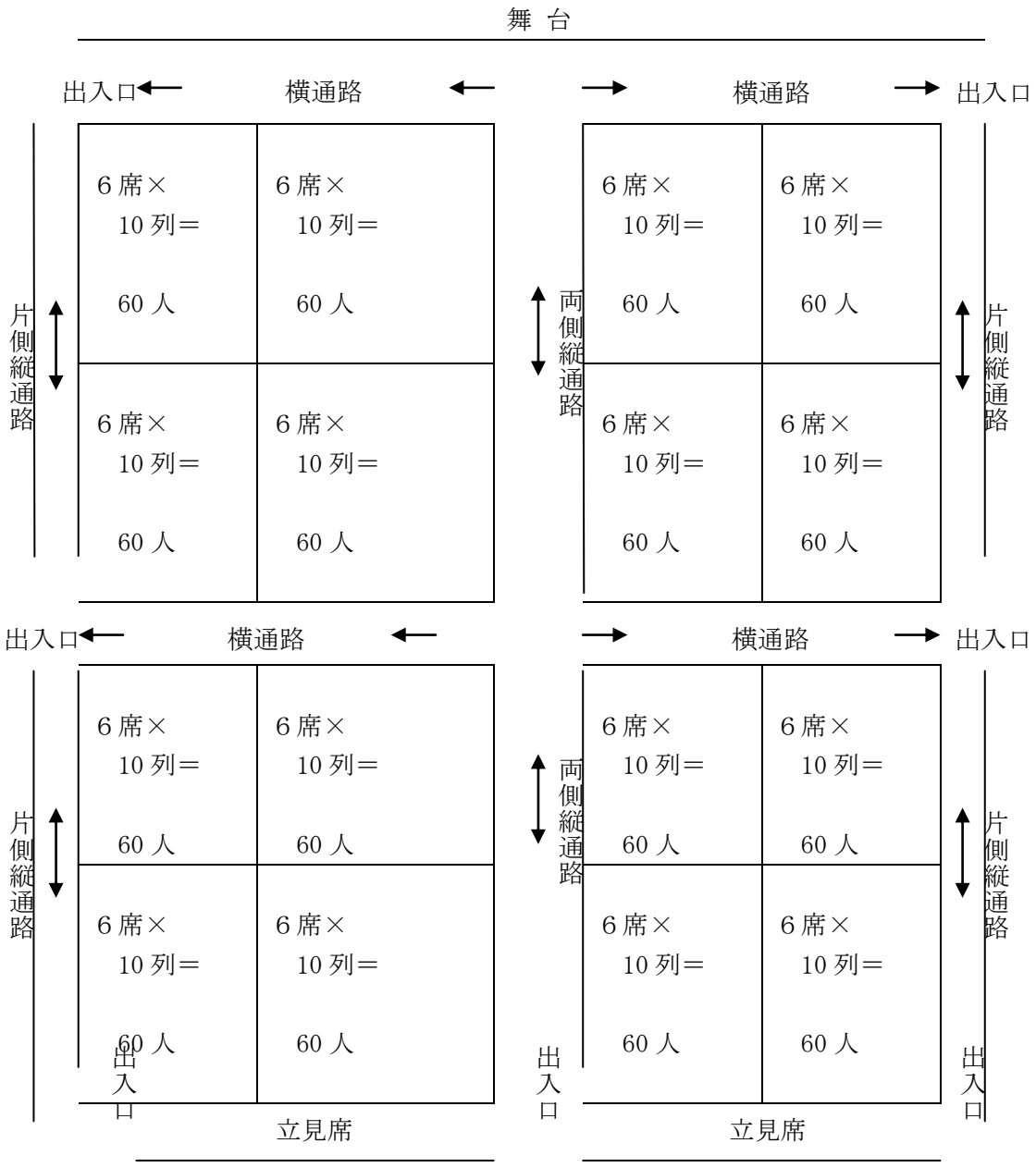

両側縦通路の計算
6 席×10 列×２ブロック×0.6／人＝72 ㎝＜80 ㎝
したがって、両側縦通路の幅員を 80 ㎝とする。

片側縦通路の計算
6 席×10 列×0.6／人＝36 ㎝＜60 ㎝
したがって、両側縦通路の幅員を 60 ㎝とする。

横通路の計算
6 席×10 列×２ブロック×0.6／人＝72 ㎝＜100 ㎝
したがって、横通路の幅員を 100 ㎝とする。

20 席×20 列の座席配列の場合の例

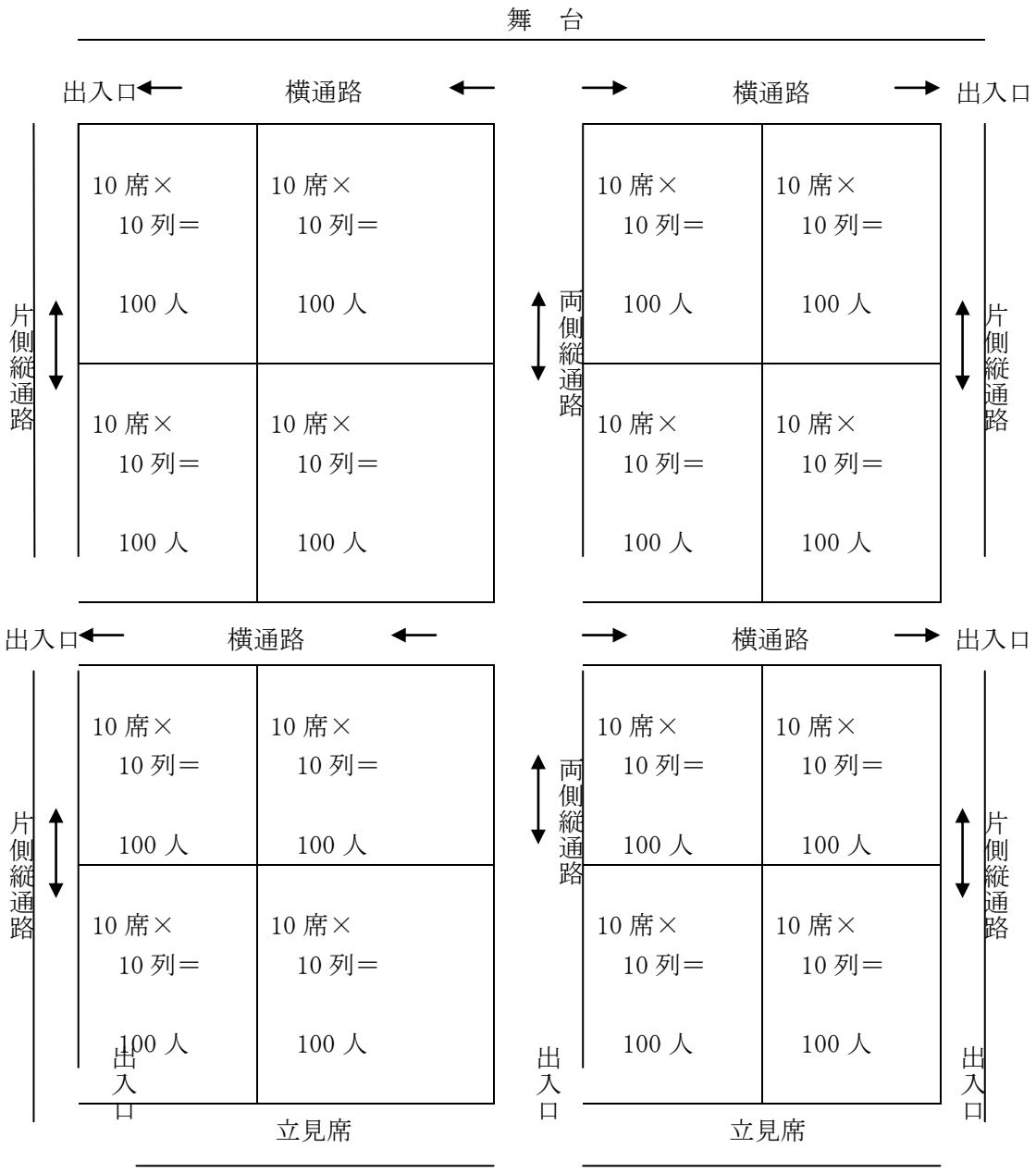

両側縦通路の計算
10 席×10 列×２ブロック×0.6／人＝120 ㎝≧80 ㎝
したがって、両側縦通路の幅員を 120 ㎝とする。

片側縦通路の計算
10 席×10 列×0.6／人＝60 ㎝≧60 ㎝
したがって、両側縦通路の幅員を 60 ㎝とする。

横通路の計算
10 席×10 列×２ブロック×0.6／人＝120 ㎝≧100 ㎝
したがって、横通路の幅員を 120 ㎝とする。

第 36 条　劇場等の屋外の客席は、次に定めるところによらなければならない。
(1)　いすは、床に固定すること。
(2)　いす背の間隔は、75 センチメートル以上とし、座席の幅は、40 センチメートル以上とすること。ただし、いす背がなく、かつ、いす座が固定している場合にあっては、いす席の間隔を 70 センチメートル以上とすることができる。
(3)　立見席には、奥行 3 メートル以下ごとに、高さ 1.1 メートル以上の手すりを設けること。
(4)　客席の避難通路は、次によること。
ア　いす席を設ける客席の部分には、横に並んだいす席 10 席(いす背がなく、かつ、いす座が固定している場合にあっては、20 席)以下ごとに、その両側に幅 80 センチメートル以上の通路を保有すること。ただし、5 席(いす背がなく、かつ、いす座が固定している場合にあっては、10 席)以下ごとに通路を保有する場合にあっては、片側のみとすることができる。
イ　いす席を設ける客席の部分には、幅 1 メートル以上の通路を、各座席から歩行距離 15 メートル以下でその 1 に達し、かつ、歩行距離 40 メートル以下で避難口に達するように保有すること。
ウ　ます席を設ける客席の部分には、幅 50 センチメートル以上の通路を、各ますがその 1 に接するように保有すること。
エ　ます席を設ける客席の部分には、幅 1 メートル以上の通路を、各ますから歩行距離 10 メートル以内でその 1 に達するように保有すること。

本条は、劇場等の屋外の客席に関し、避難管理上必要ないすの固定化、いす背の間隔及び座席の幅、立見席における手すりの設置並びに避難通路の保有について規定したものである。

1　「屋外の客席」とは、客席がスタンドのみのものと、スタンドに屋根を設け一面以上が開放されている構造のものも屋外の客席として扱う。

陸上競技場、各種の屋外球技場、屋外プール及び屋外音楽堂などの屋外の客席は、屋内の客席に比して、火災により生ずる火煙が充満する度合は少なく、かつ、場外への避難も比較的容易であり、また、観客の心理的動揺の度合も少ないのが通常であるので、総体的に避難管理が容易であるということができる。この点に着目して、本条による劇場等の屋外の客席に対する規制は、前条の基準を若干緩和したものとなっている。

2　第２号の「いす背がなく、かつ、いす座が固定している場合」とは、例えば、背もたれのない長いすのような形のものを指す。

3　第３号は、屋外の客席については、屋内の客席の場合と異なり、立見席の位置又は規模に関する規制はなされていないので、その一部分に過大な観客の密集を避けるために、奥行３m以下ごとに手すりを設けることを規定したもの。

4　第４号は、屋外の劇場等にあっては、煙が有効に排出されること等屋内に比較して安全性が高いと認められること、及びいす背がなく、いす座が固定していることによりいす席を乗り越えて前列又は後列の避難経路も利用できること等から、縦通路の間隔について、横に並んだいす席を最大 20 席まで可能としている。

避難通路の例

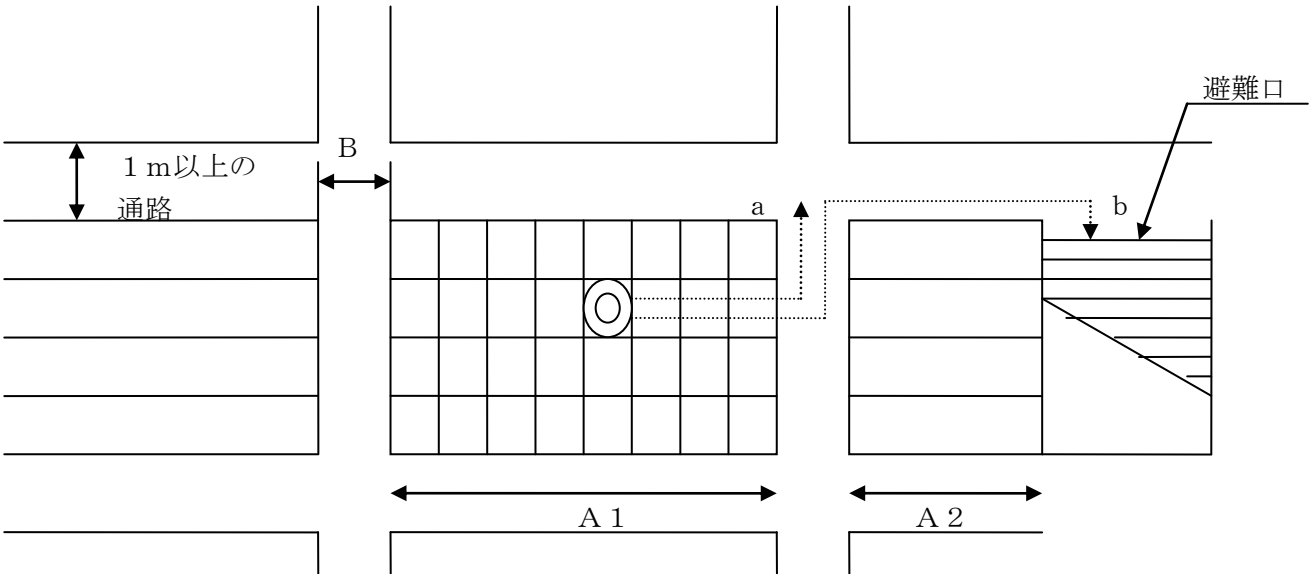

1　横列数　Ａ１≦10 席（20 席）　Ａ２≦５席（10 席）

※　（　）内はいす背がなく、かついす座が固定している場合に適用

2　縦通路幅　Ｂ≧0.8m

3　各座席からａ地点までの歩行距離は 15m以下とする。

各座席からｂ地点までの歩行距離は 40m以下とする。

5　第４号中、アの通路は、屋内の客席における縦通路に、イの通路は、屋内の客席における横通路に、それぞれ相当するものであるが、イの通路の方向は、舞台部に面し横方向であることを要しない。また、歩行距離 40mの起算点は、各座席であって、各座席から当該通路に達した地点ではない。

アの通路とイの通路（いす席の場合）及びウの通路とエの通路（ます席の場合）は、それぞれ、双方の要件を満足する限り、共用しても差し支えないものと解する。

（基準の特例）

第 36 条の 2　前 2 条の規定の全部又は一部は、消防局長が劇場等の位置、収容人員、使用形態、避難口その他の避難施設の配置等により入場者の避難上支障がないと認めるときにおいては、適用しない。

本条は、屋内、屋外においての客席及び客席内の構造についての特例を規定したものである。

1　近年、防火対象物の大規模化、高層化、複雑多様化に伴い、様々な劇場等が出現し、一律に従前の条文の規定に当てはまらない場合も見受けられることから、特例適用ができるよう規定したものである。本条の適用の判断は、消防局長によるものであり、防火対象物の関係者又は興業主の判断によるものではない。

この消防局長の認定において、①位置に関しては、当該劇場等の周囲に十分に広い空地がある場合等が考えられる。②収容人員に関しては、第 39 条の規定による定員が少ないことのほかに、当該劇場等の入場者の密集度を考慮すべきである。③使用形態に関しては、集会場及び公会堂等において、映画、演劇等の開催のほかに、いすの移動を要するような用途にも使用する場合等である。④避難口その他の避難施設の配置等に関しては、避難口、廊下、階段、避難通路等が法令の規定以上に十分に整備されている場合等であるほか、警備員の配置等も含まれる。

2　屋外の客席は、その形状、構造等が千差万別であるので、この基準の特例の適用する事例が、屋

内の客席に比して、はるかに多いことが予想される。

（キャバレー等の避難通路）

第 37 条　キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの(以下「キャバレー等」という。)及び飲食店の階のうち当該階における客席の床面積が 150 平方メートル以上の階の客席には、有効幅員 1.6 メートル(飲食店にあっては、1.2 メートル)以上の避難通路を、客席の各部分からいす席、テーブル席又はボックス席 7 個以上を通過しないで、その 1 に達するように保有しなければならない。

本条は、キャバレー等及び飲食店の客席における避難通路の保有について規定したものである。

1　キャバレー等及び飲食店における座席は、その業務の実態上、一般に、劇場等におけるそれと異なり、列をなした整然たる配置を要求することは困難であるから、避難に際し、有効な避難通路に至るまでの入場者が通過する他の座席の数を基準として、避難通路を保有すべきものとしたものである。

2　「階のうち当該階」とは、本条は階ごとにキャバレー等及び飲食店の客席の床面積を合計して、規制するかしないかの判断を行うものである。ただし、大規模な防火対象物の階において小規模な飲食店等が点在している場合で、かつ、当該飲食店等が壁等により区画され、客席の独立性が高い場合は、本条の制定趣旨から、それぞれ一の飲食店等の客席の面積ごとに規制するものである。

3　「７個」とは、いす席、テーブル席、ボックス席、のいずれの場合においても、７個の意味である。

4　「有効幅員」とは、避難に際し有効に使用することができる部分の幅をいい、床面における幅が 1.6m（飲食店にあっては、1.2m）以上であっても、その上方に障害物が突出しているような場合には、当該突出部分の幅は、有効幅員には含まれない。

5　避難経路は、出入口、非常口、廊下又は階段に避難上有効に通じているものであること。

（ディスコ等の避難管理）

第 37 条の 2　ディスコ、ライブハウスその他これらに類するもの(以下「ディスコ等」という。)の関係者は、非常時において、速やかに特殊照明及び音響を停止するとともに、避難上有効な明るさを保たなければならない。

本条は、多数の客が密集状態になりやすく、特殊な照明設備を用い、大音響で演奏を行う等の状況下において営業しているディスコ等における避難管理を徹底する必要があることから、このような営業形態の店舗等においては、非常時において、客への情報伝達、避難誘導等を円滑に行うことができるようにするため、特殊照明、演奏等を停止する等避難上有効な措置を講ずるべきことを規定したものである。なお、規則第 24 条及び第 25 条の２の適用を受けるものである。

1　「ディスコ、ライブハウスその他これらに類するもの」には、前記の趣旨からディスコ等と類似していると認められる施設で、特殊照明、音響効果等により火災発生時の避難上の安全性が確保できなくなるおそれがあると認められる施設が該当するものであること。

2　「特殊照明」とは、演出効果を高めるためのストロボ照明等の照明器具で、避難の際に障害となるものをいう。

3　「特殊な音響」とは、大音響装置等であって施設内に設けられた自動火災報知設備又は非常警報設備（以下「自動火災報知設備等」という。）の地区音響等の障害となるものをいう。

4　ディスコ等においては、自動火災報知設備等の地区音響等の作動と連動して「特殊な照明」及び「特殊な音響」を停止すること、又は地区音響等を、他の警報音又は騒音（以下「暗騒音」という。）

と明らかに区別して聞き取ることができるように措置されていること。この場合「暗騒音と明らかに区別して聞き取ることができる」とは、任意の場所で65ｄｂ以上の音圧があることをいうものであること。ただし、暗騒音が65ｄｂ以上ある場合は、次の（1）又は（2）による措置、その他これらと同等以上の効果のあの措置を講ずる必要があること。

（1）自動火災報知設備等の地区音響等の音圧が、暗騒音の音圧より６ｄｂ以上強くなるよう確保すること。

（2）常時人がいる場所に受信機又は副受信機等を設置することにより、地区音響等が鳴動した場合に地区音響等以外の音が手動で停止できるものであること。この場合、消音にする措置によっても必要な効果は得られると考えられる。また、手動で停止できるものとは、ディスクジョッキーや従業員など常時いる場所に火災が発生した旨の表示その他火災が発生したことを把握できる状況により、速やかに地区音響等以外の音を停止できる場合を想定している。

5　本条は、第42条によって、他の防火対象物を一時的にディスコ等の用途に供する場合についても準用される。

6　本条と第37条は選択的適用関係となるものではなく、本条の適用を受ける店舗等にあっても、第37条の「キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの及び飲食店」にも該当する場合には、同条の規定が併せて適用されるものである。

7　ディスコ等においては、店内の特殊照明効果等のために、誘導灯の視認障害や避難施設の識別不能が生じ、そのために避難方向の特定ができなくなるおそれから、これらの施設の関係者に対し、避難口、避難通路等の避難施設を常に容易に識別できるように保持しておくよう特に留意すべきことについて、併せて指導すること。

（百貨店等の避難通路等）

第38条　百貨店等の階のうち当該階における売場又は展示場の床面積が150平方メートル以上の階の売場又は展示場には、屋外へ通ずる避難口又は階段に直通する幅1.2メートル（売場又は展示場の床面積が300平方メートル以上のものにあっては、1.6メートル）以上の主要避難通路を1以上保有しなければならない。

2　百貨店等の階のうち当該階における売場又は展示場の床面積が 600 平方メートル以上の売場又は展示場には、前項の主要避難通路のほか、有効幅員1.2メートル以上の補助避難通路を保有しなければならない。

3　百貨店等に避難の用に供することができる屋上広場を設けた場合は、当該広場を避難上有効に維持しなければならない。

本条は、百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場などの階で、その売場又は展示場内における避難通路の保有について規定したもので、さらに百貨店等における屋上広場を一時避難場所として有効に確保することを定めたものである。

1　「売場又は展示場」とは、販売のための商品を陳列してある部分及び製品見本その他物品を観覧の用に供するため陳列している場所であって、事務室、荷さばき室、商品倉庫並びに従業員休憩所及び従業員食堂等、来客の集合しない部分は、本条の適用はない。

2　第1項の「屋外へ通ずる避難口又は階段に直通する」とは、避難階に設ける主要避難通路にあっては屋外への避難口に、避難階以外の階にあっては下階（地階の場合は上階）に通ずる階段に直通する、の意味であり、「直通」とは、「直通階段」等の用語例にみられるごとく、「直接的に通ずる」というほどの意味であって、「直線的に通ずる」ことを要求したものではない。すなわち、避難通路が直線をなし、その一端に避難口が存することは、必ずしも必要でないものと解する。

主要避難通路及び補助避難通路の保有例

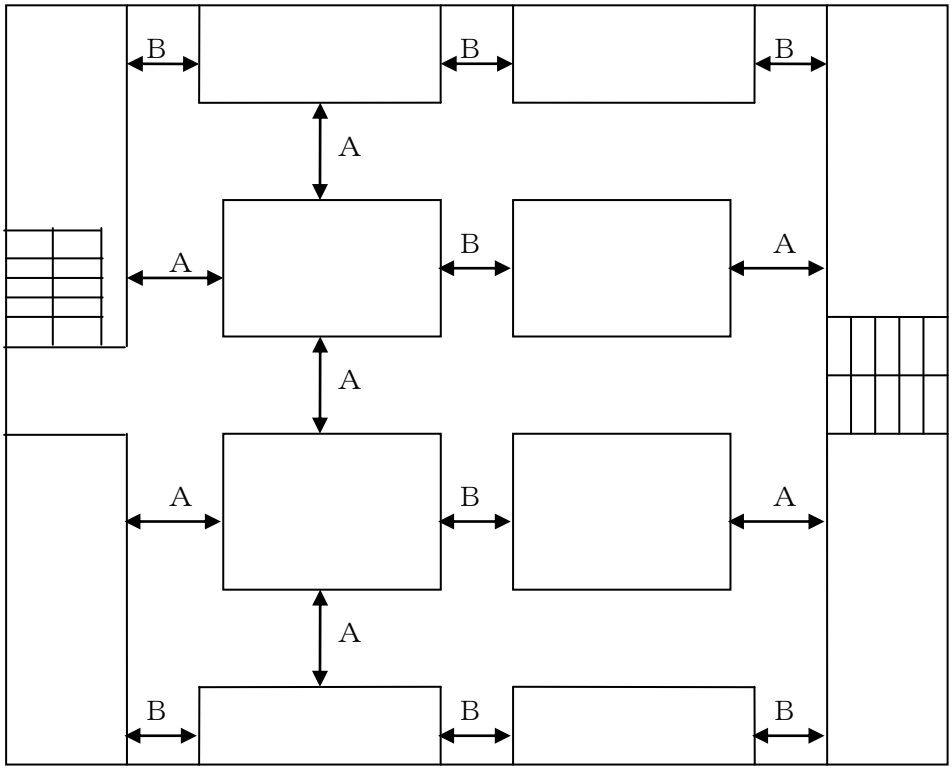

A （主要避難通路）	幅	売場又は展示部分の床面積
	1.2m以上	150 ㎡以上
	1.6m以上	300 ㎡以上
B （補助避難通路）	1.2m以上（売場又は展示部分の床面積が 600 ㎡以上）	

市内の大型店舗の主要避難通路幅について、規模、立地条件及び集客等の状況から、災害時の避難安全を総合的に判断し、従前から下表のとおり行政指導している。

	地下２階	地下１階	１階	その他の階
トキハ本店	2.1m以上	2.1m以上	3.0m以上	2.4m以上
その他の大型店舗	1.8m以上	1.8m以上	2.3m以上	2.3m以上

３　第３項の屋上広場とは、建築基準法令に基づき、又は任意に設置された避難用屋上広場を避難上有効に維持することを規定したものである。

（避難経路図の掲示）

第 38 条の 2　旅館、ホテル又は宿泊所にあっては、宿泊の用に供する客室内の見やすい箇所に、当該室から避難口又は避難器具設置場所に至る避難経路を明らかにした避難経路図を掲示しなければならない。

本条は、人命安全を図るため、旅館、ホテル又は宿泊所に避難経路図の掲示を規定したものである。避難経路図の掲示を義務付けられる対象は、旅館、ホテル又は宿泊所の就寝用途の宿泊室の部分である。

1　「見やすい箇所」とは、宿泊室において見ることが可能な場所であればよいが、宿泊室の出入口に掲示することが望ましい。

避難経路図に明示する事項の例

（1）避難施設及び避難器具の位置

（2）避難経路

（3）宿泊者に対する火災の伝達方法

（4）避難上の留意事項

2　避難経路図は、一般的に平面図に前（1）から（4）に定める事項が盛り込まれていることを要し、大きさについては特に定めていないが誰が見ても明らかに避難経路が識別できるものでなければならない。

（個室型店舗の避難管理）

第 38 条の 3　個室型店舗（カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室（これに類する施設を含む。以下この条において同じ。）において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗及びこれらに類するものをいう。）の当該個室に設ける外開き戸のうち、避難通路に面するものにあっては、開放した場合において自動的に閉鎖するものとし、避難上有効に管理しなければならない。ただし、避難の際にその開放により当該避難通路において、避難上支障がないと認められるものにあっては、この限りではない。

本条は、個室型店舗の遊興の用に供する個室に外開き戸が設けられ、避難通路に面するものにあっては、当該避難通路における避難障害を防止するため、当該外開き戸は開放した場合において自動的に閉鎖すべきことを規定したものである。

1　用途の判定に際しては、届出の有無や名称のみで判断することなく、営業形態、サービスの内容等の用件を総合的に判断して用途を判定する必要があるものであること。

「これに類する施設」とは、消防法施行令別表第１（２）項ニに掲げる用途に類似する個室型店舗を想定しており、消防法施行規則第５条第２項第２号に規定する風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律及び同項第３号に規定する風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令に該当しない個室型店舗を含むものであること。

なお、「これらに類するもの」には、消防法施行令別表第１（２）項ニとして捉えていない貸し事務スペース又は勉強スペース等の個室、ジョギングのための貸し更衣室又はシャワー室等の個室、個室型の複数人で飲食を伴うゴルフシュミレーター等は含まないものであること。

2　個室型店舗以外の消防法施行令別表第１に掲げる防火対象物において、個室型店舗に該当する部分ではあるが、いわゆる機能従属により他の用途に該当するものについても、本条は適用されるものであること。

3　個室型店舗を利用する客が直接利用しない事務室、物品庫、厨房等は含まれないものであること。

また、客が利用するトイレ、洗面所、シャワー室等についても、遊興の用に供する個室には含まれないものであること。

4　「（これに類する施設を含む。）」とは、消防法施行令別表第１（２）項ニ中の「（これに類する施設を含む。）」と同意であり、目隠し程度のパーテーションで仕切られたものなど個室相当とみなすことのできる様々な形態の施設を想定しているものであること。

５　ただし書きの「避難の際にその開放により当該避難通路において、避難上支障がないと認められるもの」の適用にあっては、避難上の観点から判断することとなるものであることから、次のものが考えられること。

（１）個室の外開き戸を開放した場合において自動的に閉鎖しないものについては、当該避難通路の幅員を狭めないような構造とし、避難上有効に管理されるものであること。

（２）個室型店舗であって、個室の外開き戸を開放した場合において自動的に閉鎖しないものについては、当該避難通路の有効幅員が広く、避難に支障がないと判断されるものであること。この場合、片側に個室がある場合の外開き戸と避難通路の内壁との有効幅、また、両側に個室がある場合の外開き戸と外開き戸との有効幅は、それぞれおおむね６０センチメートル以上確保できるものであること。おおむね６０センチメートルとは、人ひとりが通行するために必要な幅を目安としたものである

（劇場等の定員）

第 39 条　劇場等の関係者は、次に定めるところにより、収容人員の適正化に努めなければならない。

(1)　客席の部分ごとに、次のアからウまでによって算定した数の合計数(以下「定員」という。)をこえて客を入場させないこと。

ア　固定式のいす席を設ける部分については、当該部分にあるいす席の数に対応する数。この場合において、長いす式のいす席にあっては、当該いす席の正面幅を 40 センチメートルで除して得た数(1 未満のはしたの数は、切り捨てるものとする。)とする。

イ　立見席を設ける部分については、当該部分の床面積を 0.2 平方メートルで除して得た数

ウ　その他の部分については、当該部分の床面積を 0.5 平方メートルで除して得た数

(2)　客席内の避難通路に客を収容しないこと。

(3)　1 のます席には、屋内の客席にあっては 7 人以上、屋外の客席にあっては 10 人以上の客を収容しないこと。

(4)　出入口その他公衆の見やすい場所には、当該劇場等の定員を記載した表示板を設けるとともに、入場した客の数が定員に達したときは、直ちに満員札を掲げること。

本条は、いわゆる定員管理に関する規定であって、劇場等について、その実態に応じた定員算定方法を定め、関係者が守らなければならない、定員外の客の入場禁止並びに定員表示板及び満員札の掲示、避難通路への客の収容の禁止及び個々のます席の最大収容人員について規定したものである。

１　第 36 条の２による基準の特例の適用を認め、移動式のいす席を設ける場合にあっては、当該いす席を設ける部分については、（１）に規定による定員算定の基礎となる数は、当該部分の床面積を 0.5 ㎡で除して得た数であるが、当該部分の具体的な許容収容人員は、いす背の間隔、いす席の間隔及び座席の幅（第 35 条第２項又は第 36 条第２項の規定の適用を受ける。）並びに避難通路の数及び幅員（第 35 条５項又は第 36 条第４項の規定の適用を受ける。）によって定まり、両者は必ずしも一致しない。

２　「その他の部分」とは、移動式のいす席を設ける部分、ます席を設ける部分、大入場を設ける部分その他固定式のいす席を設ける部分及び立見席を設ける部分以外の客席の部分をいう。

３　客席内の通路は、すべて「避難通路」に該当し、第 35 条から第 38 条までに定める避難通路の基準を上まわる部分についても客を収容することはできない。したがって、この部分を立見席、待見席、補助いす席等に使用することはできない。

４　ます席を設ける客席の部分については、一のます席の許容収容人員は、第３号の規定により６人（９人）以下であるから、当該部分の具体的な収容人員は、個々のます席の面積の大小（並びに避難通路の配置及び幅員）によって定まり、この数と第１号ウに掲げる数とは必ずしも一致しないの

である。

このような場合においては、これらの部分を有する劇場等の定員は、第１号の規定にかかわらず、各部分の具体的収容許容人員の合計数を超えて客を入場させることはできない（いずれか少ない数による）ものと解する。

５　定員表示板に表示する数は、前に述べたいずれか少ない数を記載すべきである。なお、関係者がこの条例の規定により算出される定員を下まわる数を定員と定め、これを表示することを妨げない。

定員表示板は、文字を黒色、地を白色とし、その大きさは幅30㎝、長さ25㎝とするのが適当である。また満員札は、文字を白色、地を赤色とし、その大きさは幅50㎝、長さ25㎝とするのが適当である。

「その他公衆の見やすい場所」とは、例えば入場券発売窓口、ロビー、外壁等をいう。また規模の大きい競技場、野球場等は、出入口も多く、客席別入場券発売窓口も多い場合があるので、その形態、規模に応じ掲示しなければならない。

（避難施設の管理）

第40条　令別表第1に掲げる防火対象物の避難口、廊下、階段、避難通路その他避難のために使用する施設は、次に定めるところにより、避難上有効に管理しなければならない。

⑴　避難のために使用する施設の床面は、避難に際し、つまずき、すべり等を生じないように常に維持すること。

⑵　避難口を設ける戸は、外開きとし、開放した場合において廊下、階段等の有効幅員を狭めないような構造とすること。ただし、劇場等以外の令別表第1に掲げる防火対象物について避難上支障がないと認められる場合においては、内開き以外の戸とすることができる。

⑶　前号の戸には、施錠装置を設けてはならない。ただし、非常時に自動的に解錠できる機能を有するもの又は屋内からかぎ等を用いることなく容易に解錠できる構造であるものにあっては、この限りでない。

本条は、施行令別表第１に掲げる防火対象物の避難のために使用する施設の管理に関し、床面の適正な維持及び避難口を設ける戸の管理について規定したものである。

１　廊下、階段、出入口（非常口）等についての構造的規制については、主として建築基準関係法令に、その設置について技術上の基準が定められているため、それに委ねることとして、この条例ではその維持についてのみ規定している。

なお、法第８条の２の４において「廊下、階段、避難口その他避難上必要な施設について避難の支障になる物件が放置され又はみだりに存置されないように管理し、かつ、防火戸についてその閉鎖の支障になる物件が放置され、又はみだりに存置されないように管理しなければならない。」と規定されている。

２　第１号の「つまずき、すべり等を生じないように」とは、避難のために使用される廊下、階段、通路の床面について避難に支障となる凹凸などがなく、かつ、階段、通路をすべりにくくするため、例えばノンスリップタイルなどのすべり止めを設けることをいう。

3　第２号は、令別表第１に掲げる防火対象物の避難口に設ける戸については、火災発生時の避難をスムーズに行うため、避難する方向に外開きとすることを原則とした。この場合劇場等については、但し書きの適用がないことに注意を要する。

また、当該戸が開いた場合には、廊下、階段等の幅員を狭めないように有効に保有できるものとしなければならないことも定めている。

「内開き以外の戸」とは、外開き戸のほかには、引違い戸、片引き戸、押上げ戸等が考えられ、「内開き以外の戸」にしなければならないのは次の出入口に設けた戸である。（下図参照）

（１）　屋内から直接地上に通ずる出入口及びその附室の出入口

（２）　避難階又は地上に通ずる直通階段及びその附室の出入口

※　避難階段及び特別避難階段に通ずる出入口については、建基令第123条の規定によっても「避難の方向に開くこと」が要求されている。

「内開き以外の戸」にしなければならないのは、次の出入口に設けた戸である。

（１）　屋内から直接地上に通ずる出入口及びその附室の出入口

（２）　避難階又は地上に通ずる直通階段及びその附室の出入口

➡　避難の方向

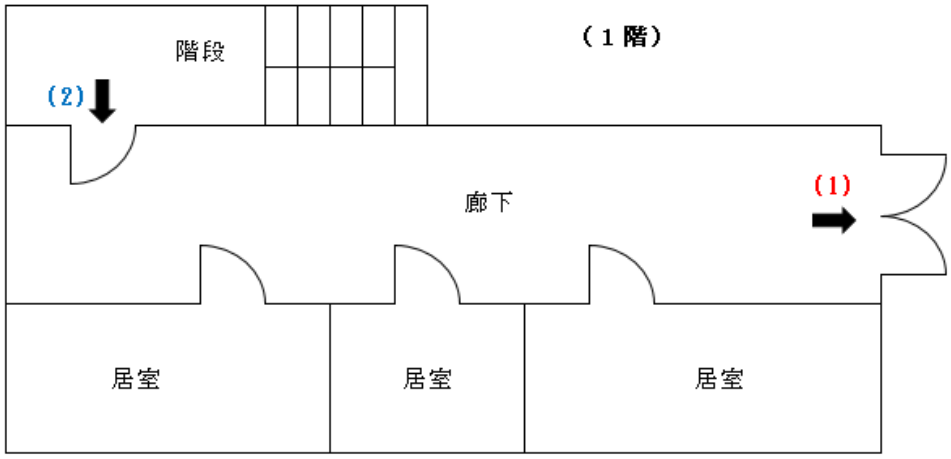

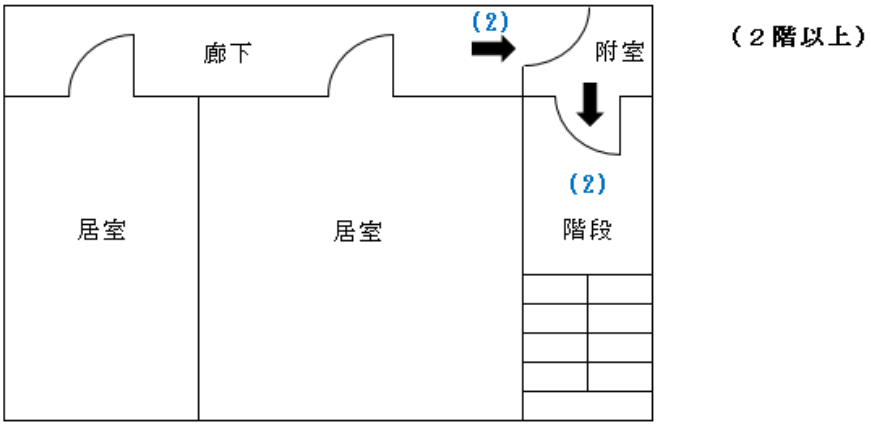

（２階以上）

４　第２号の「有効幅員を狭めないような構造」とは、戸を開放したときに、当該戸が壁と平行となる構造をいう。

５　第３号の「非常時に自動的に解錠できる機能を有するもの」とは、自動火災報知設備等と連動して、発報した場合には自動的に解錠される構造のものをいう。

６　第３号の「屋内からかぎ等を用いることなく容易に解錠できる構造」とは、前図に示す「避難の方向」に避難しようとする際に、かぎ、ＩＤカード、暗証番号等を用いることなく容易に解錠できる構造のものをいう。消防法における「避難」とは、避難階または地上への避難を目的とするものであるため、屋内階段から避難階以外の階への避難方向については、施錠の禁止を規定していないものである。

（防火設備の管理）

第41条　令別表第1に掲げる防火対象物の防火設備は、防火区画の防火設備に近接して延焼の媒介となる可燃物が存置されないよう防火上有効に管理しなければならない。

本条は、火煙を遮断する目的で設けられた防火区画の防火設備の近くに可燃性の物品を置くことは目的に反することから、防火戸の近くには、火災の延焼を促進するような可燃性の物品を置いてはならないとしたものである。

（準用）

第42条　第35条から第36条の2まで、第37条の2及び第38条までの規定は、体育館、講堂、その他の防火対象物を一時的に劇場等、展示場又はディスコ等の用途に供する場合について準用する。

本条は、体育館、講堂その他本来は他の用途に使用される防火対象物を、一時的に劇場等又は展示場の用途に使用する場合においても、劇場又は展示場の避難管理に関する規定が準用される旨を規定したものである。

１　「一時的に」とは、本来の用途に使用することを一旦停止して、限られた期間だけ他の用途に使用し、その後は再び本来の用途に使用することが明らかな場合をいう。このことから、いわゆる仮設建築物たる劇場等又は展示場について規定したものではない。

２　本条による第35条第１項第１号及び第36条第１項第１号の規定の準用の結果、一時的に劇場等又は展示場の用途に供される防火対象物についても、いす席の場合は、原則として床に固定しなければならないことになる。しかし、この種の防火対象物は、使用形態が多様なものであるから、第36条の２の適用の余地が大きいものと思われる。

なお、「防火対象物の一時的な使用に関する安全対策のあり方検討報告書」（平成20年２月火災発生危険性等を踏まえた防火対象物の用途のあり方検討会）を参考とされたい。

第５章の２　屋外催しに係る防火管理

（指定催しの指定）

第42条の2　消防局長は、祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防局長が別に定める要件に該当するもので、対象火気器具等（令第５条の２第１項に規定する対象火気器具等をいう。以下同じ。）の周囲において火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものを、指定催しとして指定しなければならない。

２　消防局長は、前項の規定により指定催しを指定しようとするときは、あらかじめ、当該催しを主催する者の意見を聴かなければならない。ただし、当該催しを主催する者から指定の求めがあったときは、この限りでない。

３　消防局長は、第１項の規定により指定催しを指定したときは、遅滞なくその旨を当該指定催しを主催する者に通知するとともに、公示しなければならない。

１　本条及び次条の規定は、平成25年８月15日に発生した京都府の福知山花火大会において多数の死傷者が発生したことに伴い、追加されたものである。（平成26年８月１日施行）

２　「大規模なものとして消防局長が別に定める要件」とは、指定の対象となる催しであるか否かを特定するための要件であり、本市では次の（１）及び（２）の要件を告示で定めている。

（１）　大規模な催しが開催可能な公園、河川敷、道路その他の場所を会場として開催する催しであること。

（２）　主催する者が出店を認める露店等の数が100店舗を超える規模の催しとして計画されている催しであること。

上記（１）の場所は個別具体的に、○○公園、○○河川敷、○○通り等と定めてはいない。その理由は、仮に個別具体的に定めた場合、将来的にその場所以外の場所で大規模な催しが開催される可能性があり、告示を取り消して新たにその場所を告示に追加しなければならないからである。

（３）　本条の規定は、屋外での催しを対象としていることから、同一の催しに際して、屋外と屋内それぞれに露店等が出店される場合は、屋外に出店される露店等の数から判断することになる。

また、露店等とは、「露店、屋台その他これらに類するもの」である。このため、「対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う」ものに限らない。すなわち、対象火気器具等を使用しないもの又は危険物を取り扱わないものも含むことに注意を要する。

（例～対象火気器具等を使用しない金魚すくいやヨーヨー釣り等も含まれる。）

３　「人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがある」とは、多数の露店等が出店し、かつ、その周囲において雑踏が発生することにより、次の（１）から（３）の項目の状況を踏まえて、総合的に判断する必要がある。

（１）　火災が発生した場合に避難が容易にできないこと。

（２）　火災が発生した場合に初期消火を実施しなければ延焼による被害拡大のおそれが大きいこと。

（３）　火災が発生した場合に消防隊の進入が困難であるため、主催者による初期消火が不可欠であること。

上記のことから、露店等の周囲において雑踏が発生しないことが明らかである場合は該当しない。

４　指定の方法

（１）　上記２及び３において該当する場合は、消防局長が指定催しとして指定することとなる。

（２）　消防局長は、指定催しを指定しようとするときは、あらかじめ、当該催しを主催する者の意見を聴く機会を設ける必要がある。その方法は、主催する者に直接面談して指定要件や火災時の危険性等を説明した後、意見を聴くことが求められる。なお、催しを主催する者から指定の求めがあったときは、当該主催する者から意見を聴く機会を設ける必要はない。

（３）　消防局長は、指定催しを指定したときは、その旨を指定催しを主催する者に対して書面をもって通知するとともに、広く市民に周知するため公示しなければならない。

（指定通知書及び公示様式は規則様式のとおりである。）

（４）　「指定催しの指定」について、毎年慣例的に行われる催しであっても、毎年指定催しとして指定する必要がある。その理由は、その催しが前記２（１）、（２）の「大規模なものとして消防局長が別に定める要件」及び前記３の「人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがある」ことに該当するか否かを毎年、検証する必要があるからである。なお、指定する時期は、催しを開催する日の60日前までとする。

（５）　複数の団体が共同して主催する等、主催する者が複数存する場合、主催する者ごとに指定通知を行う必要がある。ただし、第２項の規定に基づく意見聴取の結果、次条第１項で規定する火災予防上必要な業務を共同で行い、同条第２項で定める計画の提出を複数の主催者の連名で行う意思が示された場合等においては、指定通知書の宛名を連名にして通知して差し支えない。

（屋外催しに係る防火管理）

第42条の3　前条第１項の指定催しを主催する者は、同項の規定による指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに（当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の規定による指定を受けた場合にあっては、防火担当者を定めた後遅滞なく）次の各号に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。

（１）　防火担当者その他火災予防に関する業務の実施体制の確保に関すること。

（２）　対象火気器具等の使用及び危険物の取扱いの把握に関すること。

（３）　対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの（第45条において「露店等」という。）及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。

（４）　対象火気器具等に対する消火準備に関すること。

（５）　火災が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。

（６）　前各号に掲げるもののほか、火災予防上必要な業務に関すること。

２　前条第１項の指定催しを主催する者は、当該指定催しを開催する日の14日前までに（当該指定催しを開催する日の14日前以後に前条第１項の規定による指定を受けた場合にあっては、消防局長が定める日までに）、前項による計画を消防局長に提出しなければならない。

１　防火担当者

防火担当者の資格について特段の定めはないが、制度の趣旨を踏まえ、指定催しの関係者に対して火災予防上必要な業務に関し必要な指示等を行うことができる立場の者が選任されるよう指導する必要がある。なお、指定催しを主催する団体の代表者が自ら防火担当者になることを妨げるのものではない。

２　火災予防上必要な業務に関する計画

第１項各号に掲げる事項は、あらかじめ、計画において最低限定めておく必要がある事項を示したものであり、その具体的な内容は次のとおりである。

（１）　第１号の規定に基づき、防火担当者及び火災予防上必要な業務について従事する者を定めるとともに、業務を実施する体制として業務の分担、活動の範囲その他必要に応じて内部組織の設置等について記載する必要がある。

（２）　第２号の規定に基づき、指定催しにおける対象火気器具等の使用や危険物の取扱いの有無及び場所、態様について、催しを開催する日までに把握する方法や催し当日において、それらを確認するための方法等を記載する必要がある。

（３）　第３号の規定に基づき、指定催しを主催する者があらかじめ把握した対象火気器具等や危険物と客席を接近させない等火災予防上の安全に配慮した会場の配置計画や催し当日における会場の配置を確認するための配置を確認するための方法等を記載する必要がある。

（４）　第４号の規定に基づき、指定催しを主催する者があらかじめ把握した対象火気器具等に対する消火器その他の消火準備の計画や催し当日における消火準備の有無を確認する方法等を記載する必要がある。

（５）　第５号の規定に基づき、催しの会場において警備等を行う消防、警察、警備会社等の実態に応じ、催しの主催者として確保する必要がある火災時の初動体制を記載する必要がある。

（６）　第６号の規定に基づき、第１号から第６号に規定するもののほか、計画に変更が生じた際の消防機関との情報共有の方法等、催しの実態に応じ火災予防上必要な業務に関する事項を記載する必要がある。

３　計画の提出

（１）　指定催しを主催する者は、火災予防上必要な業務に関する計画を作成したときは、原則として当該催しを開催する日の14日前までに当該計画を管轄消防署に提出しなければならない。

（２）　当該計画の提出期限は、消防機関が催しの概要を把握するとともに当該計画を事前に確認し必要に応じて当該計画の是正を求める必要があることから、それらの事務処理期間を考慮して規定したものである。

（３）　第２項カッコ書きの「消防局長が定める日までに」とは、指定催しの火災の危険性、主催する者の体制や事務負担等の実態を踏まえ、適宜判断することになるが、催しを開催する日までに消防機関へ提出するよう指導すること。

（４）　当該計画は、毎年、催しを開催する日の14日前までに提出しなければならない。その理由は、当該計画に規定されている防火管理体制、露店等の出店数、露店等の設置場所等の変更の変更が予想されるためである。また、消防機関が事前に把握し、必要に応じて修正指導することができるように期間を設けたものである。